

平成20年度

公立大学法人公立ほこだて未来大学年度計画

公立大学法人公立ほこだて未来大学

平成20年度 公立大学法人公立ほこだて未来大学年度計画

第1 年度計画の期間等

1 年度計画の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間とする。

2 年度計画の意義

この計画は、中期計画に基づき、事業年度の基本的な業務運営に関し定めるものであり、年度計画に定めのない事項であっても、中期目標および中期計画を達成するため、適宜、適切に取り扱うものとする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 大学全体としての理念・目標に関する措置

- ・中期計画に基づき、各学科，研究科，附属機関の年度計画を策定し公開する。
- ・年度計画について、教職員による理解の共有の徹底を図る。
- ・基礎教育（リベラル・アーツ）の充実，分野横断的研究領域を開拓するために、具体的な指針の策定を進める。

2 教育に関する措置

(1) 学部教育の措置

- ・大学における基礎教育（リベラル・アーツ）の構築を進める。
- ・メタ学習を基礎とした専門教育の手法を研究し導入を図る。
- ・年度におけるコース別の育成目標とそのスケジュールを作成のうえ、教育プロセスの達成目標を明示し、年度末に達成度の評価を行い公表する。
- ・現状のコース制の問題点を分析し、新たな学科・コースの目標・役割を明確化し、学科改編のための具体的な方向を検討する。
- ・教養基礎科目群，共通専門科目群からなる体系的なカリキュラムに則り，講義，演習の効果的な実施手法を研究する。

(2) 大学院教育の措置

- ・教員の行う研究プロジェクトへの大学院生の積極的参加を奨励

し、専門領域を超えた学際的な能力を養う。

- ・学部専門教育と大学院教育との系統性を考慮したカリキュラムを検討し、学部生の大学院科目履修の検討を進める。
- ・大学院における基礎教育のあり方を再検討し、高度技術者としての能力の獲得に向けた教育体制の整備に努める。

(3) 入学者受け入れに関する措置

[学部]

- ・期待する能力、適性等を提示し、適合する学生の入学を進めるために、選抜方法の抜本的な改革を検討する。
- ・ウェブサイトなどを効果的に活用し、本学における学びの可能性を、受験生や保護者にわかりやすい形での提示方法を検討する。
- ・AO入試、推薦入試の合格者の導入教育を充実させるための施策を検討する。
- ・AO入試、推薦入試の合格者を、入学後個々の能力に適合した専攻コース配属を可能にする制度の導入を検討する。
- ・高校等において、模擬講義やプロジェクト学習への体験イベントなどを実施し、本学における実践教育のあり方を伝える積極的な広報活動を行い、知名度の向上を図る。

[大学院]

- ・実状に合わせ、入試方法の一部改善を検討する。
- ・学内推薦制度を積極的に推進し、学生が早期に大学院進学を目指す体制を整える。
- ・優秀な学生を確保するため、大学院早期入学(飛び入学)を積極的に実施する。
- ・海外の大学とも単位互換ができるように、協定締結を進める。
- ・情報系以外の大学との提携および相互推薦制度を進める。
- ・社会人入学者のニーズを調査し、その実現方法の検討を進める。

(4) 教育体制に関する措置

- ・より効果的な教育体制を検討し、学科の再編を検討する。
- ・コースごとに専任教員が達成目標を設定し、実績の点検・評価を行い公開する。
- ・教育方法について、教務委員会で具体的な改善手法を検討する。
- ・地域からの入学者の拡大および卒業後の地域社会への定着を目指す人材の育成方法の検討を進める。
- ・効果的な高大連携手法の方法を検討する。
- ・学内のコンピュータ関連施設・設備等の整備を推進していくとともに、コンピュータ利用環境の運営・管理に必要な体制を維

持する。

- ・教職課程についての具体的な体制整備の方向を調査し可能性を検討する。
- ・社会人の受入方法については，長期在学制度などの修学期間の変更，さらには，東京サテライトでの夜間，休日の開講などを検討する。

(5) 教育内容および教育方法に関する措置

[学部]

- ・学生が習得すべき知識や技術を，システム情報科学の進歩に合わせて再考し，学生の能力を勘案し随時カリキュラムの見直しを行える体制構築を検討する。
- ・学生各自の能力や適性を判断し最適なコース選択が出来るよう，自身の履修状況を自己評価できるよう支援体制を検討する。
- ・現在のシステム情報科学実習（プロジェクト学習）の成果を確実なものとするために，さらなる発展形態を検討する。
- ・大学院進学を前提とした，6年間の教育研究制度の導入を検討する。
- ・主に学部卒業後，就職を目指す学生を対象に，基本情報技術者試験に関わる知識の取得を進める方策を検討し実施する。
- ・寄附講座など外部の資金や知識を導入する方策を検討する。
- ・寄附講座の継続開講を実施する。
- ・インターンシップの受け入れ先を拡大し，希望者が受講できるよう配慮する。
- ・専門英語教育の手法と導入方法を検討する。

[大学院（博士前期課程）]

- ・学部教育との連動を意識してカリキュラムの見直しを検討する。
- ・優れた専門職業人育成という社会の要請に応え，カリキュラムの見直しを検討する。
- ・実践的な技術や知識の専門性向上を図るための大学院教育方法を検討する。
- ・専門英語教育の手法と導入方法を検討する。
- ・大学院生が教員の研究活動に補助者として携わるRA（リサーチ・アソシエイト）制度を活用し，実際的な研究方法に関する経験を深める機会を拡大する。
- ・産業界との連携を強め，資金と知識の導入を図るための方策を検討する。
- ・共同研究センターを中心にして，積極的に産学連携を推進する。

[大学院（博士後期課程）]

- ・ 特別セミナーを継続的に運営できる体制整備を行う。
 - ・ 大学院生が教員の研究活動に補助者として携わるRA（リサーチ・アソシエイト）制度を活用し、実地的な研究方法に関する経験を深める機会を拡大する。
- (6) 教育の質の向上のためのシステムに関する措置
- ・ 教員全員がファカルティ・ディベロプメントへの意識を共有し、授業評価を積極的に活用し、相互評価、研修などをとおして教育の質の向上を図る。
 - ・ メタ学習センターを中心にファカルティ・ディベロプメントの方針案と実施計画案を作成する。
 - ・ 教授法の教員間での相互検証や外部による授業評価制度案を作成し、導入方法を検討する。
 - ・ プロジェクト学習や卒業研究発表セミナーを学外者に公開し、評価を受けることを検討する。
 - ・ コース単位で、学期初めの教育目標設定と学期末での成果の評価方法を検討する。
- (7) 学生支援に関する措置
- ・ 担任教員、教務委員会、事務局が連携し、学生の履修状況を把握し、問題を抱える学生に対する対処方法の確立を図る。
 - ・ 科目担当教員と担任教員間に学生に関する情報を伝達する仕組みを確立するとともに、異常を発見した場合の対処方法をマニュアル化する。
 - ・ 地域の高等教育機関連携の単位互換制度を利用し、学生のメンタルヘルスに関する講義・ワークショップを通して学生の支援を実施する。
 - ・ 学生委員会と事務局が連携し、学生の生活状況に関する情報収集を行う。
 - ・ 後援会との連携を拡大し、学生の自主的学習活動やサークル活動の支援を拡充させる。
 - ・ 学生委員会を中心にマナー向上活動を推進するとともに、大学施設利用について、ルールを明示し、モラル・マナー向上のための具体的な施策を検討する。
 - ・ 就職委員会を中心に、より幅広い業界へ働きかけを行い就職先の拡大を図る。
 - ・ 就職委員会を中心に、よりきめ細かな就職指導を行う。

3 研究に関する措置

(1) 研究水準および研究の成果等に関する措置

- ・重点研究支援制度を設け，教員の研究テーマから，本学の独自性を構築できる内容を選定し，集中的な資源の投入を図る。
 - ・戦略的な研究テーマについての成果報告会を公開するなど本学の強みを積極的にPRする方法を検討する。
 - ・出版会活動などによる本学の研究の周知を促す体制整備を検討する。
 - ・国内・国際学会，国際ワークショップ，シンポジウムなどの開催を支援する。
 - ・IT専門講座を開催し，高度情報社会を担う即戦力となる人材育成に貢献する。
 - ・マルチメディア講習会を開催し，初歩的な技術講習を通してIT社会を支える地域の人材を養成する。
 - ・知的財産の登録拡大と適正な運用を支援する制度の確立を図る。
 - ・地域産業への知的財産の供与を促進する制度導入を検討する。
- (2) 研究実施体制等に関する措置
- ・大学全体としての戦略研究テーマを設定し，その方針に合わせたクラスターを構成する。
 - ・学内での研究報告会を拡大し，相互に理解を深める機会を高める。
 - ・研究予算の配分を見直し，戦略的研究への優先的な配分を可能とする方法を検討する。
 - ・倫理委員会を中心に，研究者の倫理向上に関する啓発活動を行うとともに，研究費不正防止等対策の推進を図る。
- (3) 研究の質の向上のためのシステムに関する措置
- ・学内公募による研究助成制度を拡充し，その成果を評価する制度導入を検討する。
 - ・外部で評価を受けた研究に対し，その評価に応じた研究費助成および顕彰制度を検討する。
 - ・教員の在外研究制度導入に係る調査研究を行う。

4 地域貢献等に関する措置

- (1) 教育活動等における函館圏を中心とした地域社会との連携に関する措置
- ・大学センター構想に積極的に参画し，地域の中での高等教育機関の連携を強めるための具体的な方法を検討する。
 - ・地域の高等学校との連携を強め，科学技術を中心とした中等教育の充実のための方策を検討する。
 - ・生涯学習の場としての公開講座をはじめ，地域社会・住民への

専門的知識の普及のための仕組みを検討する。

- ・ I T 専門講座やマルチメディア講習会の開催など，高度情報社会を担う人材育成に貢献する具体策を検討する。

(2) 産学官連携の推進に関する措置

- ・ 産学官連携の活動に対して，特別研究費の重点配分などの積極的な支援を検討する。
- ・ 研究成果を生かした起業を促進するための助成制度導入を検討する。

(3) 地域貢献等の向上のためのシステムに関する措置

- ・ 適正な評価システムを確立し，地域貢献に対する褒賞など強い動機付けを与えるような具体策を検討する。

5 国際交流に関する措置

- ・ 学術交流を拡大するとともに，教員や学生の交流を計画的に実施する制度を検討する。
- ・ 教員等の海外研修を積極的に支援する。
- ・ 留学生支援体制の整備を検討する。
- ・ 大学院生の海外留学制度を検討する。

6 附属機関の運営に関する措置

(1) 情報ライブラリーの運営に関する措置

- ・ 教育・研究に必要なライブラリー資料の収集，充実に努めるとともに，情報ライブラリー利用に関するオリエンテーションを実施するなど利用環境の整備と，利用者に対するサービスの向上を図るための具体策を検討する。
- ・ 蔵書の拡充を情報ライブラリーの重点領域と関連付けて行う方策を推進する。
- ・ 情報関連資料の集積センターとして，有益な情報を地域に広く公開するための方法を検討する。

(2) 共同研究センターの運営に関する措置

- ・ 地域社会への貢献を目的とした活動計画を立案しその実施計画を策定し主導する方法を検討する。
- ・ 函館圏の企業との結びつきを強め，共同研究・共同シンポジウムなどを積極的に実施する方法を検討する。
- ・ 産学官連携フォーラムを開催し，I T 分野を中心に本学教員の研究成果を公開するとともに，地域や産業界のニーズを把握し，共同研究に結びつける方法を検討する。
- ・ 共同研究センターが公的研究資金の情報を収集，公開するとと

もに、その獲得のための支援制度を検討する。

- ・ 寄附講座を積極的に受け入れるとともに、外部機関との連携および共同研究、受託研究等外部資金の活用による研究を積極的に推進する。

第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する措置

- ・ 学内委員会の目標を明確にし、年度ごとの達成度を評価する方法を検討する。
- ・ 大学運営の中長期的戦略を企画・立案するための方針の決定と情報収集を担う組織として経営企画室を設ける。
- ・ 意思決定を迅速に行い、その過程を大学の内外に明確に示すための具体的な方法を検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する措置

- ・ 経営企画室を中心に関連する委員会や部門が連携し、入学者選抜方法等に係る調査研究、入学試験データの分析・評価を行う
- ・ アドミッション・ポリシーの周知および学生募集、大学説明会などの広報活動を充実させる。
- ・ 高校訪問その他入学志願者に対する進学相談、道内外の高校における出張講義等を計画的に実施する。また、そのための各種情報のデータベースを整備する。
- ・ 学術連携室を設置し、計画的に研究交流の拡大・強化を図る。
- ・ 共同研究センターおよびメタ学習センターを中心に、教育研究による地域貢献のあり方を検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する措置

- ・ 特任教員制度を導入し、特色ある教育、研究等を推進する。
- ・ 透明性のある評価システムを作り、教員・事務職員のモチベーションを高めるための具体的な施策の検討を行う。
- ・ 教育、研究の特性を踏まえ、教員に専門型裁量労働制を導入する。
- ・ 地域の要請に的確に答えるための学内人材マップ作成を検討する。
- ・ 優れた成果を上げた教員を積極的に評価し、処遇に反映させる具体的な施策の検討を行う。
- ・ 教職員の職種と適性にあった実績・能力評定制度を調査研究し、試行に向けての検討を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する措置

- ・法人化後の事務局体制について，業務状況を検証し，事務の効率化のための方策の検討を行う。
- ・研究支援事務等の執行体制についての検討を行う。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する措置

- ・科学研究費補助金申請を積極的に促すとともに，資金獲得者への優遇措置についての制度を検討する。
- ・共同研究センターを中心に地域の研究ニーズ調査を実施し，共同研究の可能性を検討する。
- ・教育研究環境の充実を図るため，寄附金の積極的な獲得を図るための体制を検討する。

2 経費の抑制に関する措置

- ・管理経費の抑制を図るため，シーリング方式により，予算配分を行うとともに，戦略的な取組への重点的な経費配分を検討する。
- ・情報ライブラリーの利用状況を踏まえた，閉館時間の見直しを行う。
- ・冷暖房等の省エネルギー対策の推進により，経費節減を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する措置

- ・資産の運用管理に係る情報の集約化を推進する。
- ・安全性および安定性を重視した資金管理に努める。

第5 自己点検・評価・情報公開等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価の充実に関する措置

- ・オンライン授業評価の評価項目の検討など，現行システムの見直しについて検討を行う。
- ・自己点検・評価の結果を積極的に公開することにより，透明性を高めるとともに，教員間で議論が行われる体制の整備を図る。
- ・次回の認証評価機関による大学機関別認証評価に向けての受審体制の整備を行い，評価項目について計画的な改善を実施する。

2 情報公開等の推進に関する措置

- ・ 広報体制を確立し，大学運営情報を積極的に外部に公開するための具体的な施策の検討を行う。
- ・ 情報公開を行う独自のメディア（Webサイト，ニュースレターなど）の整備を行うための具体的な施策の検討を行う。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する措置

- ・ 施設利用状況について点検・評価を行い，効果的・効率的な施設運用を図るための具体的な施策の検討を行う。
- ・ 学内情報システムの更改に併せて，情報機器などの教育環境の整備を検討するための情報収集を行う。

2 安全管理に関する措置

- ・ 安全確保を図る観点から，学生等が夜間学内に滞在する場合の許可要件等について検討する。
- ・ 定期健康診断等により，学生および教職員の適切な健康管理を実施する。
- ・ 情報セキュリティ対策の充実のための規程整備と実施体制についての検討を行う。

3 人権擁護に関する措置

- ・ 倫理委員会の年間活動計画を設定し，計画的な啓発活動を実施する。
- ・ セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等を防止するため，教職員および学生に対する研修会等を実施する。

第7 予算

1 予算（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 3 9 1
補助金等収入	1 6
自己収入	7 0 7
授業料・入学料・入学検定料収入	6 6 9
その他の収入	3 8
受託研究等収入	1 2 7
寄附金収入	1 3
計	2, 2 5 4
支出	
業務費	2, 1 3 8
教育研究経費	7 5 0
一般管理費	4 0 2
人件費	9 8 6
受託研究等経費	1 1 6
計	2, 2 5 4

2 収支計画（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	2, 4 1 1
経常費用	2, 4 1 1
業務費	1, 7 3 9
教育研究経費	6 2 2
受託研究費等	1 1 6
役員人件費	6 0
教員人件費	7 0 0
職員人件費	2 4 1
一般管理費	3 9 4

財務費用	6
雑損	0
減価償却費	272
臨時損失	0
収入の部	2,411
經常収益	2,411
運営費交付金収益	1,385
補助金等収益	16
授業料収益	568
入学料収益	83
入学検定料収益	16
受託研究等収益	127
寄附金収益	12
財務収益	0
雑益	38
資産見返運営費交付金等戻入	1
資産見返寄附金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	165
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	2,254
業務活動による支出	2,132
投資活動による支出	9
財務活動による支出	113
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	2,254
業務活動による収入	2,254
運営費交付金による収入	1,391

補助金等による収入	1 6
授業料・入学料・入学検定料による収入	6 6 9
受託研究等収入	1 2 7
寄附金収入	1 3
その他の収入	3 8
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	0

4 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

4 億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定されるため。

5 重要な財産の譲渡，または担保に供する計画

なし

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は，教育，研究の質の向上および組織運営の改善に充てることを基本とする。